令和2年第7回教育委員会会議

令和2年5月13日

午前 9時29分 開会

1 開会宣言

○葛西教育長 では、ただいまから令和2年第7回教育委員会会議を開会いたします。 会期は本日限りといたします。

本日の会議の欠席者を教育総務課長から報告願います。

○長谷川教育総務課長 本日は、全員出席です。また、議案第16号の説明者として、渡瀬青少年育成室長に出席をいただいています。

以上です。

2 会議録署名者の決定

○葛西教育長 それでは、会議録署名者の決定に移ります。

お諮りいたします。

本委員会の会議録署名者として、鈴木委員と渡邉委員とでお願いしたいと思いますが、 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇葛西教育長 ご異議がないようですから、提案どおり決定いたします。

3 議事

○葛西教育長 これより議事に入ります。

本日の議事は、議案 5 件、協議事項 1 件、報告事項 2 件ですが、協議事項、令和 2 年度 教科用図書採択のスケジュールについては、採択協議会の調査員名等が明らかになること で採択に支障を来すおそれがあることから、非公開で協議する必要があると考えます。ま た、報告事項、令和 2 年 5 月補正予算については、今後市議会で審議、検討される事項で あるため、市立小中学校における学校再開に向けての対応等については、対応を検討中の 事項であるため、非公開で審議する必要があると考えます。

委員の皆さん、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○葛西教育長 ご異議がないようですから、後ほど非公開にて審議いたします。

(1)議案

議案第16号 四日市市少年自然の家運営協議会委員の委嘱又は任命について

○葛西教育長 それでは、議案の説明に入ります。

議案第16号、四日市市少年自然の家運営協議会委員の委嘱又は任命についての説明を お願いします。

○渡瀬青少年育成室長 青少年育成室長の渡瀬でございます。よろしくお願いいたします。 座って失礼します。

議案第16号、四日市市少年自然の家運営協議会委員の委嘱又は任命についてお諮りさせていただきます。

四日市市少年自然の家運営協議会規則第3条の規定に基づき、次の3名を四日市市少年自然の家運営協議会委員に委嘱し、又は任命する。

本運営委員会は年2回の会議を行い、自然の家の運営状況並びに利用状況等を審議します。今年度は7月に第1回会議を自然の家で行う予定でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○葛西教育長 今、青少年育成室長から運営協議会委員の任命の説明がありました。この 一覧表を見てみますと、3番の市川公子さん、それから4番の館亜由美さん、8番の髙橋 啓一、これは教育監ですけれども、3人が新任ということになります。

中身につきましては、年に2回少年自然の家運営協議会、この場で主に自然教室等についているいろ情報交換しながらさらによいものにしていくという、そういうことになります。いかがでしょうか。ご異議ございませんね。

(「異議なし」の声あり)

〇葛西教育長 それでは、採択といたします。

議案第17号 専決処分の報告及び承認について(四日市市久留倍官衙遺跡公園条例施 行規則の一部改正について)

- ○葛西教育長 続いて、議案第17号、専決処分の報告及び承認について(四日市市久留 倍官衙遺跡公園条例施行規則の一部改正について)の説明をお願いします。
- ○伊藤社会教育・文化財課長 社会教育・文化財課、伊藤でございます。

4ページをご覧いただきますようお願い申し上げます。

四日市市久留倍官衙遺跡公園の条例規則の表になっております供用時間等が示されております第2条でございます。こちらのくるべ古代歴史館、実はコロナウイルスの関係で4月15日から臨時休館とさせていただいているところですけれども、このように緊急時等において、施設管理運営上臨時に休館を円滑に行いたいというところで条文の改正をお願いするところでございます。

改正前はこの下線のところにありますように、「臨時にこれを変更することができる」 と記されておりましたが、改正後はより明確になりますようこれを変更し、「又は臨時に 休館することができる」、このように改正をさせていただきたいと存じ上げます。よろし くお願いいたします。

○葛西教育長 もう実際に休館しているわけですけれども、臨時にこれを変更することができるという文言を変更し、または臨時に休館することができるという、分かりやすい表現に改めたいということです。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○葛西教育長 採択といたします。

議案第18号 専決処分の報告及び承認について(四日市市立図書館規則の一部改正について)

- ○葛西教育長 続いて、議案第18号、専決処分の報告及び承認について(四日市市立図書館規則の一部改正について)の説明をお願いします。
- **〇大森図書館長** 図書館でございます。

資料6ページをご覧ください。

議案第18号、専決処分の報告及び承認についてでございます。

申し訳ありません。内容につきまして1枚めくっていただいて、7ページでご説明をさせていただきますと、改正の背景というところでございますが、図書館の休館日について、施設の管理運営上の観点から、緊急時等において臨時に休館できるよう条文を修正し、施設運営を円滑に行うため、関係する規則を整備するものでございます。

施行期日につきましては公布の日となっております。

申し訳ございません。また戻っていただきまして6ページをご覧ください。

改正前と改正後でございますが、改正前は休館日、第3条、「休館日は次のとおりとす

る。ただし、教育長が必要と認めたときはこれを変更することができる」、それを改正後 といたしまして、「ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときはこれを変更し、 又は臨時に休館することができる」と、このように修正するものでございます。

説明につきましては以上です。

- ○葛西教育長 これも先ほどの久留倍と同趣旨の変更でございます。よろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
- **〇葛西教育長** それでは、採択いたします。

議案第19号 四日市市社会教育委員の委嘱について

- ○葛西教育長 それでは、続いて議案第19号、四日市市社会教育委員の委嘱についての 説明をお願いします。
- ○伊藤社会教育・文化財課長 伊藤でございます。

資料の9ページをご覧いただきますようお願いいたします。

社会教育委員からは本市の社会教育行政に関してご意見、ご審議等を頂戴する委員会で ございまして、年2回ほど会議を持たせていただいているところでございます。現在11 名の委員がお見えでございますが、そのうち10名の委員がこの5月31日で任期が終了 ということになりますので、改選をお願いしているところでございます。

1番から7番まではそれぞれの選出団体からご推薦いただいている方々でございます。

9番から11番、この中の10番の石田利博様が今回新任として新たにお願いするところでございます。

石田利博氏におきましては、実は私どもの社会教育・文化財課の前身であります社会教育課長もされていた方、そして地区市民センターでも公民館活動もご経験されている。そして、定年退職後は四日市市の文化振興課で四日市市熟年大学等を主に担当していただいたということで、社会教育に実践も伴っていますし、もちろん知見もお持ちという方で、この石田利博様に新たに委員をお願いしたいと思っております。

ご説明は以上のとおりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

〇葛西教育長 ただいま説明がございました。特に石田利博さんにつきまして詳しくご紹介いただいたわけですけれども、まさしく適任の方じゃないかなという思いを持っております。これもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

〇葛西教育長 では、採択といたします。

議案第20号 四日市市立図書館協議会委員の任命について

- ○葛西教育長 それでは、続いて議案第20号、四日市市立図書館協議会委員の任命についての説明をお願いします。
- ○大森図書館長 資料12ページをご覧ください。

議案第20号、四日市市立図書館協議会委員の任命についてでございます。

説明につきましては13ページでご説明をさせていただきます。

四日市市立図書館協議会につきましては、図書館の運営につきましてご意見を頂いている会議でございます。大体年3回程度実施をさせていただいている会議でございます。

令和2年6月1日から令和3年5月31日の任期でお願いする図書館協議会の委員につきまして、9名の方に任命をさせていただくものでございます。

説明につきましては以上でございます。

〇葛西教育長 新任が市立小学校校長会の福島校長先生お一人ということで、あとメンバーは変わらずと。この図書館協議会の皆さんには新図書館の構想を検討する際にもしっかりと検討していただいて、いろんな方面から指摘も頂き、大変質の高い議論もしていただいているという実績もございます。これらの方の任命についてはよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○葛西教育長 では、採択といたします。

(2)協議

- 1 令和2年度教科用図書採択のスケジュールについて
- ○葛西教育長 それでは、非公開の案件、協議事項に移ります。

傍聴の方はお見えになりませんね。よろしいですね。